

特集 《農林水産分野における知的財産》

農林水産分野における地域限定型 オープンイノベーション戦略の提案

—地域の和を保ちつつ知的財産権を地域の活性化に生かすための知財戦略—



平成 20 年度農林水産知財対応委員会 委員 **奥野 彰彦**

要 約

平成 14 年度の施政方針演説において小泉純一郎首相（当時）が「知的財産立国宣言」を高らかにうたいあげ、続く平成 15 年度に内閣府に設置された知的財産戦略本部に遅れること 3 年、食料価格高騰時代の新しい国策である「攻めの農政」を実現するための一環として、平成 18 年度に農林水産省知的財産戦略本部が立ち上がって以降、農林水産分野における知的財産権の活用への取り組みが積極的に進められている。しかし、1 次産業である農林水産業は、自然の恵みをありがたく頂くという、人類が農耕・牧畜・漁業をはじめから数万年の歴史を有する産業であり、その産業形態にはそれぞれの地域社会が歴史的に積み重ねた自然・文明・文化の重みが存在する。それゆえ、いたずらに性急な知的財産権制度の積極的な導入は、これまで調和を保ってきた地域社会のあり方を変容させる可能性があり、その導入の仕方を間違えると、かえって地域社会を混乱させる負の影響が懸念される。そこで、筆者としては、地域の和を保ちつつ知的財産権を地域の活性化に生かすための知財戦略として、「農林水産分野における地域限定型オープンイノベーション戦略」という考え方を本論考にて提案したい。

目 次

1. はじめに
2. 食料価格高騰
3. 食糧自給率の低下
4. 我が国の食料バリューチェーン
5. 攻めの農政への政策変更
6. 農林水産省知的財産戦略本部
7. 農林水産業の製造業との共通点・相違点
8. 知的財産権制度の負の側面
 - 8-1. 自由放任の危険性
 - 8-2. 地域社会への影響
 - 8-3. 産業資本・外国資本による影響
9. 知的財産権制度の負の側面を緩和する政策
 - 9-1. 地域限定型オープンイノベーション戦略
 - 9-2. 地方公共団体等による権利化支援
 - 9-3. 地域社会内の自由実施
 - 9-4. 地域社会外に対する独占実施
 - 9-5. 品種・商標・特許の権利ミクスチャー戦略による他地域に対する差別化戦略
 - 9-6. 地域知財プールを構築する場合の独占禁止法上の注意点
10. 終わりに

1. はじめに

私事ではあるが、筆者の実家は、山奥で農業・林業を営んでおり、筆者も 20 歳まで父の後ろにくっついて農業・林業を手伝い、その後大学・大学院で農芸化学を専攻し、食品メーカーに勤務した経験がある。著者は、このような農林水産業に縁の深い経験を通じて、平成 18 年度全国農業改良普及支援協会「知的財産と普及活動に関する研究会」委員、平成 19 年度全国農業改良普及支援協会「知的財産権の啓発普及体制に関する検討会」委員、平成 19 年度農林水産先端技術産業振興センター「農林水産分野の知的財産権の取扱指針に関する検討会」委員を勤めた経験があるため、その経験を通じて農林水産分野における知財戦略について以下の提案をしたいと考えて筆を執った次第である。

2. 食料価格高騰

ずばり日本の農林水産業は衰退し続けている。いきなりの不吉な出だしではあるが、この数十年徐々に日本の農林水産業が衰退しつつあるという現実には、農林水産業に関係された経験のある読者諸兄においては特

に痛切に感じられるところであろう。

しかし、最近風向きが少しずつ変わりつつある。その象徴ともいえるのが、2007年度あたりから顕著になりはじめた世界的な「食料価格高騰」である。その原因としては、投資ファンドの投機行為によるとの説、原油価格高騰によるコストプッシュによるとの説、サブプライム崩壊によるドル基軸通貨体制崩壊によるとの説、少し怪しいが某国の陰謀によるとの説などもあり、諸説紛々であるが、世界人口が年間8,000万人ずつ増加し、BRICS諸国が日米欧の先進国並みの生活水準を享受し始めたことによる需給バランスの崩壊こそが、中長期的には主要な原因であることは明らかであろう。2008年度も「食料価格高騰」の勢いは止まることなく、貧しい国では暴動や政変の原因にもなるケースもあり、世界情勢がにわかにな臭くなってきている。

3. 食糧自給率の低下

それでは、この世界的な「食料価格高騰」によって世界の農林水産業は未曾有の好況に突入したのではないだろうか？その通りである。実際に、国際的には農林水産業に追い風が吹いており、アメリカ農務省によれば、企業における利益に相当する2007年度の農家収入が前年比48%プラスの875億ドル（約9兆8,900億円）を突破して史上最高額を記録しており、米国の農地価格は投資ファンドの買収によって高騰を続けている状態である。

一方、日本の農林水産業は息を吹き返したであろうか？いや、現実には逆の方向に動いている。むしろ「食料価格高騰」に連動した「原油価格高騰」によって出漁コストが高騰し休漁する漁業組合が後を絶たず、暖房コストの高騰によりハウス栽培は壊滅的な打撃を受けている。そして、日本国内の米価は低迷したままであり、未だに日本の稲作農家は採算がとれない状態が続いており、休耕田は増えるばかりである。また、林業の分野でも人件費高騰によって山から麓まで伐採した材木を運び出すコストが材木価格を上回り、材木を伐採すると赤字になると言う状況が続いている。

そのため、世界的な「食料価格高騰」にも関わらず日本の食糧自給率は低迷を続け、昭和40年の時点では、カロリーベース総合食糧自給率73%、生産額ベース総合食糧自給率86%と高水準を維持していたにも関わらず、平成18年度の食糧自給率は、カロリーベー

ス総合食糧自給率39%（対前年度1%低下）、生産額ベース総合食糧自給率68%（対前年度1%低下）という低水準に低落してしまった状況である⁽¹⁾。

4. 我が国の食料バリューチェーン

我が国の平成17年度における「農業・食料関連産業」の国内生産額は、前年度より0.9%減少して102兆845億円となったが、引き続き全産業の約1割を占め、我が国経済の中で一大産業分野を形成している⁽²⁾。その内訳を見ると、農・漁業11兆5,201億円、関連製造業37兆6,692億円、関連流通業28兆9,756億円、飲食店21兆224億円、関連投資2兆8,973億円となる。この内訳から、我が国の食料バリューチェーンは、川上に位置する農・漁業よりも川下に位置する食品工業、食品流通業、外食産業が大部分を占める産業構造を有していることが明らかである。そして、残念ながら、少子高齢化の影響によると思われるが、川上の農・漁業だけでなく、食料バリューチェーン全体として衰退傾向にあることも読み取れるであろう。

すなわち、我が国の農林水産業についての政策を立案する際には、川上の農・漁業だけに目を奪われることなく、バリューチェーンの全体に目配りをして川下の食品工業、食品流通業、外食産業にもプラスの影響を与えるような政策を立案する必要がある点に注意が必要であろう。後述する農林水産分野における知財戦略を考える際にもこの視点を忘れてはならないことは言うまでもない。

5. 攻めの農政への政策変更

しかしながら、このような長期衰退傾向にある日本の農林水産業を復活させるために、平成17年度に政府内部でいわゆる「攻めの農政」と呼ばれる政策が採用される大きな政策転換があった⁽³⁾。

この「攻めの農政」では、日本の農林水産業を復活させるために、①消費者重視の食料供給・消費システムの確立、②食育の推進、③未来を拓く技術開発、④地球温暖化防止に向けたバイオマスの利活用、⑤高品質で安全・安心な我が国農林水産物・食品の輸出促進、⑥農業・農村に関する価値の社会的共有、⑦やる気と能力のある経営者が中心となった農業構造の確立などの政策がうたわれている。

6. 農林水産省知的財産戦略本部

そして、この「攻めの農政」を実現するための一環として、平成18年度に農林水産省知的財産戦略本部が立ち上がって以降、農林水産分野における知的財産権の活用への取り組みが積極的に進められている。

この農林水産省知的財産戦略本部は、農林水産業の現場では農業者等の努力により多くの新しい技術やノウハウが生み出されてきたにも関わらず、これまでその多くは権利化されずに地域社会の中で共有されてきたという現状を踏まえ、平成18年3月に「農林水産省知的財産戦略」⁽⁴⁾を立案している。

そして、この農林水産省知的財産戦略本部は、農林水産業者や普及指導員を含めた全ての農林水産業関係者が、農林水産業における技術・ノウハウを「知的財産」と認識することが重要であるとの認識に立ち、農林水産業者、都道府県の普及指導員、農協の営農指導員等が活用できる、新たに開発された技術・ノウハウ等の「知的財産」取扱指針を作成している⁽⁵⁾。

そして、この「農業の現場における知的財産取扱指針」では、「現在、農業を取りまく状況には以下のような変化が見られ、農業現場の技術の取り扱いにも大きな影響が及んでいる。①経済のグローバル化やIT化が世界的に進展しており、価値のある情報が国を越えて瞬時に駆け巡るようになった。これにより、地域の戦略的作物とともに栽培技術も海外に流出し、国内の農業に悪影響が及ぶ事態が生じることが懸念されている。②途上国の経済発展が進み、途上国の農産物の品質向上が急速に進んでおり、国境を越えた流通も増加している中で、量だけでなく質の競争も激化してきており、付加価値を付けるための技術が競争力強化のために重要になっている。③農業法人や農業に参入した企業において、技術の特許化、秘匿化の動きが見られ、知的財産を意識する生産者と意識しない生産者との間での技術に対する意識ギャップが顕在化してきている。④農業者の高齢化が進み、後継者が見つからず、地域で受け継がれてきた技術が廃れてしまうおそれがある。新しい技術が適正に取り扱われなければ、積極的に技術開発に取り組んでいる農業者が報われないなど、開発者にとって不利な状況が改善されず、ひいては農業技術の発展が阻害されかねない。このような変化に対応していくためには、まず、技術を適正に評価し、「知的財産」として認識し、保護・活用するための方法を知る必要がある。」と、農林水産分野におけ

る知的財産の保護活用の重要性を強調している。

また、この「農業の現場における知的財産取扱指針」では、「技術を保護・活用していくための手段としては、大きく分けて以下の3つが挙げられる。①権利化する：特許権又は実用新案権を取得する。②秘匿する：開発者個人又は限られた地域・グループで利用すべく管理する。③公開する：学会で発表する、刊行物へ掲載する、他者に教える。なお、これらはあくまで手段である。例えば、権利化を選択する場合、権利化すること自体が目的ではなく、選択した後の活用方策を戦略的に見通しておくことが必要である。」と、個別の技術を保護・活用するための指針が詳細に説明されており、農業の現場で活用する上で非常に有用なマニュアルとなっている。

7. 農林水産業の製造業との共通点・相違点

ここで、農林水産業は、自然科学を活用して人類の生存のための物資を生産するという点では、製造業と共通する性質を有している。しかし、農林水産業は、生産される物資が天然物であるため、天然物を加工して人工物を生産する製造業とは、大きく性質が異なるものである。

また、1次産業である農林水産業は、自然の恵みがありがたく頂くという、人類が農耕・牧畜・漁業をはじめから数万年の歴史を有する産業であり、その産業形態にはそれぞれの地域社会が歴史的に積み重ねた自然・文明・文化の重みが存在する。

8. 知的財産権制度の負の側面

それゆえ、農林水産分野における知的財産権制度の性急な導入は、これまで調和を保ってきた地域社会のあり方を変容させる可能性があり、その導入の仕方を間違えると、かえって地域社会を混乱させる負の影響が懸念される。そこで、筆者としては、以下、農林水産業における知的財産権制度の負の側面を明らかにした上で、地域の和を保ちつつ知的財産権を地域の活性化に生かすための知財戦略として、「農林水産分野における地域限定型オープンイノベーション戦略」という考え方を最後に提案したい。

8-1. 自由放任の危険性

まず、1次産業である農林水産業は、自然の恵みがありがたく頂くという、人類が古来より営んできた生存のための本質的な活動であるため、わずか数百年の

歴史しか持たない資本主義という経済システムそのものに適合しない面があることに注意が必要である。

すなわち、あくまでも貨幣的価値ということのみで考えれば、農林水産業は他の産業と比べて生産性が極めて低い、ということになる。なぜなら、土地生産性、労働生産性が他の産業に比べ非常に低いため、資本の投入に対して利潤が低くなり、資本主義経済の中では産業として自立することが非常に難しいためである。

しかし、農林水産業を市場の論理の下で衰退させてしまう訳にはいかない。なぜなら、農林水産業が衰退してしまえば、生存に必要な食料が不足するため、貧困層などの社会的弱者が飢餓状態に陥る可能性が高く、革命・暴動などは発生して社会システムが崩壊する恐れがあるためである。そのため、たとえ国民経済上は不採算であろうとも、農林水産業は、教育、医療福祉、公共交通などと同じく、国策として保護しなければならない産業であることは論を待たない。

そのため、資本主義の申し子とも言うべき知的財産制度をいたずらに農林水産業に導入し、資本主義の目的である経済的利潤のみを追い求めて知的財産権を活用すると、様々な意図しない弊害が生じて、農林水産業の人類の生存に貢献するという崇高な使命の実現をかえって困難にしてしまう可能性がある。

8-2. 地域社会への影響

さらに、知的財産権制度とは、本質的にビジネスの独占を目的とする制度であるため、これまで日本古来の「お互い様」「助け合い」の精神で運営されてきた地域社会の人の和を破壊する凶器になり得る危険性にも目配せが必要である。

そして、資本主義経済システムの辺境・外部とも言える日本の地域農村社会では、例えば貨幣交換を伴わない物々交換・相互扶助・情報交換・感情交換などによって、日々の生活が豊かに営まれており、GDPの視点で見た場合には貧しそうに見える地域社会が、実際の個人の感じる生活水準という点で見れば、高給を得ている都市生活者よりも主観的には高い生活水準を享受しているケースも多い。

そこに知的財産権制度をいたずらに持ち込んで、一部の生産者が特定の作物・加工食品・ブランドなどを独占して貨幣価値的には金持ちになったとしても、日本の農村に残る妬み・嫉みの精神により地域社会の和が崩壊すれば、地域社会における貨幣交換を伴わない物々交換・相互扶助・情報交換・感情交換などに齟齬

を来すことになり、主観的な生活水準が低下して地域社会の住人すべてが不幸になる可能性がある。

8-3. 産業資本・外国資本による影響

また、農林水産分野における知的財産権制度の性急な導入は、農林水産業の零細な担い手よりも、むしろ巨大な産業資本・外国資本にとって有利に働く可能性がある点にも注意が必要である。

例えば、最近では植物バイオテクノロジーの発展によって、外国の農薬・種苗会社が、潤沢な研究開発予算・知財予算をフルに活用して、強力な除草剤と遺伝子組換え除草剤耐性品種とのセットのような画期的な製品について特許権をはじめとする知的財産権を取得するようなケースが増加している。

そして、アメリカ・カナダなどでは、このような遺伝子組換え除草剤耐性品種が栽培されている畑の隣の畑に風や昆虫に媒介された自然交雑によって除草剤耐性遺伝子が導入されてしまった場合に、隣の畑の農場主に対して知的財産権の侵害訴訟が起こされるケースが頻発している。例えば、アメリカ・カナダなどでは、農薬・種苗会社に訴訟を起こされ、弁護士・弁理士費用だけでも数千万円、さらに数億円の損害賠償費用を支払わされた上に数ヶ月の禁固刑を処せられた農場主なども登場している状況である。アメリカ・カナダなどには、このような農薬・種苗会社が、数十名の農学博士号・弁護士・弁理士などの資格を有するスタッフを擁する、年間数十億円の子算の特許侵害摘発部門を設置しているケースもある。日本でも農林水産分野における知的財産権制度を強化すれば、ビジネスチャンス到来と言うことでこのような組織が乗り込んでくるリスクもあるわけである。

9. 知的財産権制度の負の側面を緩和する政策

そこで、日本において農林水産分野における知的財産権制度を強化する政策を採用するのであれば、その政策とセットで知的財産権制度の負の側面を緩和する政策も実施する必要があるだろう。そのような知的財産権制度の負の側面を緩和する政策として、「地域限定型オープンイノベーション戦略」を提案したい。

9-1. 地域限定型オープンイノベーション戦略

地域限定型オープンイノベーション戦略とは、地域の和を保ちつつ知的財産権を地域の活性化に生かすための知財戦略である。この地域限定型オープンイノベーション戦略は、所定の地域社会において地域社会

の住人・企業が生み出した知的財産権については、地域社会の共有物として地方自治体等が管理・運用し、地域社会内での自由実施を保障して地域特産品の振興に役立てるという政策である。

このようにして、地域特産品の振興のために地域社会の住人・企業が「お互い様」「助け合い」の精神で知恵を出し合い、その知恵の成果物を知的財産権によって保護することで、地域外の競合企業等に対して地域特産品の差別化を図ることができる。

9-2. 地方公共団体等による権利化支援

この地域限定型オープンイノベーション戦略をスムーズに運営するためには、地方公共団体・農協・普及組織などの公的団体・半公的団体による権利化支援が必要になると想定される。なぜなら、一般的に農林水産業における生産者は、法人化すらしていない零細資本が多く、さらには専業農家以外の兼業農家も混在しているため、特許権をはじめとする知的財産権を取得するための数十万円～数百万円にもものぼる費用を負担することは困難だからである。

そこで、例えば、地方公共団体・農協・普及組織などが、公的予算・半公的予算を用いて、例えば地域限定型オープンイノベーションのための基金（ファンド）を立ち上げ、毎年その基金に一定の金額を寄付するようにすることが有効であろう。その基金については、寄付金に対して税制上の優遇措置が受けられるように、その地域の農林水産関連の公益財団法人・公益社団法人などを活用すればよい。

そして、地方公共団体・農協・普及組織などの担当者が日々接触する生産者が、仮に素晴らしい生産技術や食品レシピなどを有していることに気づいた場合には、知的財産権の権利化費用は基金（ファンド）から全額拠出するので、地方公共団体・農協・普及組織などと共同で特許出願等（共同出願）するように提案するわけである。このとき、地方公共団体・農協・普及組織などの担当者が生産者と一緒にアイデアを出したり、試験栽培を手伝ったりした場合には、その担当者も共同発明者として願書に記載し、さらに所定の金額の職務発明の報奨金を支払えばよいであろう。

また、特許権をはじめとする知的財産権取得のための出願に際しては、書類作成は素人には難しいため弁理士などの代理人に出願を依頼してもよいが、共同出願の場合には地方公共団体・農協・普及組織などの担当者が慣れてくれば自ら出願を行ってもよいであ

ろう。この場合、共同出願なので本人出願に当たり非行行為にはならないので法上の問題も生じないであろう。このようにすれば、仮に農林水産業の生産者に知的財産権取得のためのノウハウがなく、十分な資力が無い場合にも、地域社会の知的財産権を掘り起こして共同出願することによって権利化することが可能になるであろう。

9-3. 地域社会内の自由実施

そして、このようにして地方公共団体・農協・普及組織などの担当者が、地域社会の農林水産業の生産者から掘り起こして共同出願した知的財産権については、地域社会内の農林水産業の生産者に自由実施を認めることが有効であろう。具体的には、地方公共団体・農協・普及組織などの担当者が、農林水産業の生産者に共同出願を持ちかける際に、知的財産権の権利化費用は基金（ファンド）から全額拠出するので、その代わりに地域社会内の農林水産業の生産者に自由実施を認める契約書にサインをさせればよい。

このようにすれば、地方公共団体・農協・普及組織などの担当者が、地域社会の農林水産業の生産者から知的財産権を掘り起こして権利化しても、地域社会内では独占的なプレーヤーが出現しないことになる。その結果、地域特産品の振興のために地域社会の住人・企業が、「お互い様」「助け合い」の精神で、互いに知恵を出し合い、知恵が出せない者は汗をかき、汗をかけないものは声を出して応援するなどして、地域社会における貨幣交換を伴わない物々交換・相互扶助・情報交換・感情交換などを活用して、どんどん地域特産品の品質を改良し、バリエーションを増やし、宣伝広告を活発化させ、生産コストを低減するための工夫なども行うことができるであろう。そして、こうして生まれた改良発明をはじめとする知的財産権についても、上記の基金（ファンド）から権利化費用を全額拠出して、地方公共団体・農協・普及組織などと共同出願していけばよいのである。

9-4. 地域社会外に対する独占実施

一方で、地域特産品について知的財産権を取得した場合には、地域社会外（海外も含む）の生産者に対しては、地方公共団体・農協・普及組織などが遠慮無く権利行使を行って、その特産品市場から排除してしまえばよい。あるいは、その特産品市場から排除しないまでも、高額なライセンス料を要求してコスト競争力を削いでしまえばよい。そして、得られたライセンス

料は上記の基金（ファンド）に寄付してさらなる知的財産権の掘り起こし・権利化に活用すればよい。このようにすれば、地域社会の共有物である知的財産権を、その地域の特産品を他の地域の生産物と差別化して販売価格を高め販売数量を増加させるために活用することができる。

また、地域社会内の生産者が、特に悪気無く地域社会外の生産者・産業資本・外国資本などの知的財産権を侵害してしまい、地域社会外から攻撃を受けた場合にも、地域社会の共有物である知的財産権をカウンターアタックのために使えば、地域社会内の生産者を地域社会外から守るためにも活用することができる。

9-5. 品種・商標・特許の権利ミクスチャー戦略による他地域に対する差別化戦略

農林水産分野における知的財産権のビジネス上の重要性を考える場合、通常の製造業のように特許が一番重要であると考えすることは間違いであるケースが多い。例えば、農業においては植物を用いるため品種登録（育成者権）が最も重要であると考えべきであろう。そして、最終製品としては食品という形で消費者の元に届くことから品種登録（育成者権）に次いで商標が重要であると考えべきであろう。そして、通常の製造業では最も重視されている特許については、優先順位としては最後でよいと考えられる。

もっとも、どれか一種類の知的財産権にのみ頼ることはビジネス戦略上有利ではなく、それぞれの知的財産権の特性を生かしつつ、うまく他種類の知的財産権を組み合わせて用いる品種・商標・特許の権利ミクスチャー戦略による他地域に対する差別化戦略を採用することが有効であろう。

例えば、新品種の苺を開発したのであれば、その苺の品種登録出願をした上で、その苺の品種名としては××農林●●号のような愛想のないネーミングを採用しておき、その品種登録出願とセットでキャッチーなネーミングの商標登録出願をするのが賢明であろう。なぜなら、育成者権は所定の存続期間が満了すると消滅してしまうのに対して、商標権は更新申請を繰り返せばいくらかでも存続期間を延ばすことができるためである。その際、商標登録出願の指定商品はその植物だけでなく、その植物の加工食品等にも広げておくことが有利である。このようにすれば、その植物の加工食品を製造販売する食品製造業などからライセンス料を徴収できる可能性があるからである。

そして、その新品種の苺を開発したのであれば、その苺の美味しい食べ方についていろいろなレシピを考えてみて、開発したレシピが技術的に斬新なものでなければノウハウとして秘匿し、斬新であれば特許出願をすればよい。このようにして、食品バリューチェーンの中でも市場規模の大きい下流のマーケットを押さえることを意識すると有効であろう。

9-6. 地域知財プールを構築する場合の独占禁止法上の注意点

なお、農林水産分野における地域限定型オープンイノベーション戦略を採用する場合、独占禁止法にひっかからないように注意する必要がある。なぜなら、この地域限定型オープンイノベーション戦略では、地域社会外の生産者に対して地域社会内の生産者とは異なる取り扱いをすることになるため、このような取り扱いが不公正な取引方法であると公正取引委員会に判断されるおそれがあるためである⁽⁶⁾。

このようリスクを避けるためにも、農林水産分野における地域限定型オープンイノベーション戦略を採用する場合には、ライセンスポリシーを事前に公正取引委員会に送付して意見を求め、独占禁止法上の問題がないことを確認しておくことが推奨される。すなわち、公正取引委員会が所管する法律（独占禁止法、下請法及び景品表示法）について、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、これらの法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、書面により回答する「事業者等の活動に係る事前相談制度」が存在するので、この制度を活用すればよい。

10. 終わりに

これまで筆者がこの論考で提案した地域限定型オープンイノベーション戦略は、独占禁止法上の問題さえクリアできれば、地域の和を保ちつつ知的財産権を地域の活性化に生かすための知財戦略として大変有効なものである。山奥の百姓の息子である筆者としては、地方公共団体・農協・普及組織などの担当者の皆様が、この論考で提案した地域限定型オープンイノベーション戦略をうまく活用され、地域の振興を実現されることを祈りつつ筆を置きたい。

以上

注

(1)我が国の食糧自給率 平成18年度食料自給率レポート

- | | |
|--|---|
| <p>ト 平成 20 年 2 月 農林水産省</p> <p>(2)平成 17 年度 農業・食料関連産業の経済計算 (速報)
平成 19 年 9 月 農林水産省大臣官房情報課情報分析室</p> <p>(3)21 世紀新農政の推進について～攻めの農政への転換
～平成 17 年 3 月 22 日 食料・農業・農村政策推進本部決定</p> <p>(4)農林水産省知的財産戦略 平成 19 年 3 月 22 日 農林</p> | <p>水産省知的財産戦略本部</p> <p>(5)農業の現場における知的財産取扱指針～技術・ノウハウを活かした経営に向けて～平成 19 年 8 月 15 日 農林水産省企画評価課 知的財産戦略チーム</p> <p>(6)知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針 (平成一九年九月二八日公正取引委員会)</p> <p>(原稿受領 2008.8.4)</p> |
|--|---|

バックナンバーのご案内

ご希望のバックナンバーの在庫をご確認の上、郵便振替 (00170-0-0059868 日本弁理士会) にて送付先を明記し、代金をお支払いください。ご入金を確認次第、「パテント」をお送り致します。

宛先：日本弁理士会 広報・支援・評価室/パテント担当 1 冊 840 円 (税込) + 送料 100 円 = 940 円

年	月 号	バックナンバー内容
2005 年	10	特集《商標》
	11	特集《大学における知的財産の研究》
	12	特集《弁理士制度について》
2006 年	1	特集《TLO の知財管理と弁理士》
	2	特集《著作権実務ガイドライン》
	3	特集《中国・四国は今！》
	4	東京大学大学院新領域創成科学研究科知的財産インキュベーション戦略講座インタビュー他《ソフトウェア》
	5	特集《知的財産高等裁判所との座談会》
	6	特集《特許評価／実務系委員会の活動報告》
	7	特集《国内における模倣品対策》
	8	特集《商標／平成 17 年著作権重要判決紹介》
	9	特集《判例研究》
	10	特集《「意匠法等の一部を改正する法律」について》
	11	特集《地域産業活性化のための取り組み (地域産業の実態)》
	12	特集《周辺業務の実際》
2007 年	1	特集《知的財産の価値評価》
	2	特集《企業の知財戦略》
	3	「流通流動化検討委員会連載スタート」, 「改正意匠法 24 条 2 項について」
	4	《企画・若手弁理士の活動報告》《平成 18 年度著作権重要判決紹介》
	5	特集《第 12 回知的財産誌上研究発表会》
	6	特集《インターネット上の知財データの活用／平成 18 年度著作権委員会》
	7	特集《北海道・不正競争防止法委員会》
	8	特集《女性弁理士》, 第 12 回知的財産誌上研究発表会 質疑応答原稿
	9	特集《平成 18 年特許法》
	10	特集《特許明細書作成実務》
	11	特集《最近の米国判例》
	12	特集《地方自治体の知財への取り組み》
2008 年	1	特集《環境技術》
	2	特集《知財を取り巻く世界情勢》
	3	特集《既登録弁理士の継続研修》
	4	特集《様々な環境・業務に従事する弁理士》
	5	特集《第 13 回知的財産権誌上研究発表会》
	6	特集《中国の知的財産制度》
	7	特集《良い明細書の作成方法》
	8	特集《平成 19 年度著作権・コンテンツ委員会》